

公立大学法人大阪教職員表彰規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 31

最近改正 令和 6. 3. 27 規程 130

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 51 条、公立大学法人大阪職務限定職員就業規則第 39 条、(旧) 大阪市立大学特定職員就業規則（以下「特定職員就業規則」という。）第 37 条及び公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第 39 条の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）の教職員の表彰に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「教職員」とは、就業規則第 2 条第 1 項に定める教職員、就業規則第 3 条第 3 項第 1 号に定める職務限定職員（以下「職務限定職員」という。）、(旧) 特定職員就業規則第 2 条第 1 項に定める (旧) 特定職員（以下「特定職員」という。）、公立大学法人大阪無期雇用教職員就業規則第 1 条に定める無期雇用教職員（以下「無期雇用教職員」という。）及び有期雇用教職員就業規則第 2 条第 1 項に定める有期雇用教職員（以下「有期雇用教職員」という。）をいう。

(表彰の種類)

第 3 条 教職員の表彰は、理事長表彰、学長表彰及び永年勤続表彰とする。

(理事長表彰)

第 4 条 理事長表彰は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して行う。

- (1) 社会的に広く賞賛を受け、著しく法人の名誉を高揚した教職員及び団体
- (2) 職務の遂行にあたって著しく顕著な功績をあげた教職員及び団体
- (3) 災害等緊急事態に際し篤行をした教職員及び団体
- (4) その他、表彰することが適当であると認められる善行のあった教職員及び団体

(学長表彰)

第 5 条 学長表彰は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して行う。

- (1) 教育研究上顕著な功績のあった教職員
- (2) 教育研究上有益な発明、考案又は改良をした教職員
- (3) 社会的功績により当大学の名誉、信用を高めた教職員
- (4) 業務運営上特に貢献のあった教職員
- (5) その他、教育研究上推奨すべき業績又は善行のあった教職員

(永年勤続表彰)

第 6 条 永年勤続表彰は、30 年勤続表彰及び 20 年勤続表彰とし、毎年 4 月 1 日現在におい

て、30年勤続表彰にあつては勤続30年以上に達した教職員、20年勤続表彰にあつては勤続20年以上に達した教職員で、次の各号のいずれにも該当することなく、かつ、勤務成績の良好なものに対し、それぞれ1回限り行う。

- (1) 過去5年間に停職処分を受けた教職員(停職中の教職員を含む。)
- (2) 過去3年間に減給処分を受けた教職員
- (3) 過去2年間に戒告処分を受けた教職員
- (4) 休職中の教職員(就業規則第21条第1項第3号に規定する事由による場合を除く。)

2 前項の規定は、特定職員、無期雇用教職員、有期雇用教職員、就業規則第12条の規定により教職員となった者、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程第2条第1項に定める再雇用職員及び公立大学法人大阪職務限定職員の再雇用に関する規程第2条第1項に定める再雇用職務限定職員には適用しない。

(勤続期間の計算)

第7条 前条第1項の勤続期間は、表彰の日までに本法人の教職員(就業規則第2条第1項に定める教職員及び職務限定職員に限る。以下同じ。)として在職した期間とする。

2 次の各号に定める期間は、前項の勤続期間に通算する。

- (1) 大阪府職員及び大阪市職員から引き続き本法人の教職員となった者の大阪府職員及び大阪市職員としての在職期間
- (2) 合併前の公立大学法人大阪府立大学(以下「府大法人」という。)又は合併前の公立大学法人大阪市立大学(以下「市大法人」という。)から引き続き本法人の教職員となった者の府大法人教職員(合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則の適用を受ける教職員に限る。)又は市大法人教職員(合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則の適用を受ける教職員に限る。)としての在職期間
- (3) 就業規則第18条の規定により転籍出向した教職員の転籍出向期間

(表彰を行う者)

第8条 表彰は、理事長表彰及び永年勤続表彰については理事長が、学長表彰については学長が行う。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることがある。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。ただし、必要があるときは、随時これを行うことがある。

(退職又は死亡した者の表彰)

第11条 表彰を受けるべき者が表彰前に退職(本法人の要請に応じ大阪府職員及び大阪市職員となるための退職を除く。)をし、又は死亡したときは、在職又は生前の日付にさかのぼってこれを表彰することがある。

- 2 前項の規定により死亡した者に対して表彰を行う場合においては、表彰状及び副賞は、これをその者の遺族に交付するものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(永年勤続表彰の読み替え)

- 2 平成31年3月31日に合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継された者のうち、平成31年4月1日において勤続年数（合併前の公立大学法人大阪市立大学の勤続年数を含む。以下同じ。）が31年から35年までのものについては第6条第1項中「勤続30年以上に達した教職員」を「勤続35年以上に達した教職員」に、平成31年4月1日において勤続年数が21年から25年までのものについては同項中「勤続20年以上に達した教職員」を「勤続25年以上に達した教職員」に読み替えて適用するものとする。

附 則（令和3.5.31 規程115）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程383）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6.3.27 規程130）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。